

外航海運に関する独占禁止法適用除外制度について

平成18年12月6日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、平成17年1月から、外航海運の競争実態等についての検討を開始し、荷主、船社、関係団体及び有識者等に対するヒアリングやアンケート調査を行った。これらを踏まえて、政府規制等と競争政策に関する研究会（以下「規制研」という。）において、外航海運の競争実態と競争政策上の問題点について検討を行い、その一環として外航海運に関する適用除外制度についても所要の検討を行ってきた（本年3月以降5回開催）。
- 2 今般、規制研の報告書「外航海運の競争実態と競争政策上の問題点について」が取りまとめられたので、これを公表することとした。
- 3 また、公正取引委員会は、平成18年6月17日から平成18年9月15日までの間、外航海運に関する適用除外制度の在り方について、国内外から幅広く意見を募集したところ、国内外の外航海運事業者及び事業者団体から23件の意見が寄せられた。寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方は別紙1（船主協会注：添付省略）のとおりである（提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局調整課において閲覧に供する。）。
- 4 公正取引委員会は、規制研の報告書「外航海運の競争実態と競争政策上の問題点について」及び上記意見募集により提出された意見等を踏まえて、外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の在り方について慎重に検討した結果、現段階での考え方を別紙2のとおり取りまとめ、これを国土交通省に伝えたところである。公正取引委員会としては、今後も外航海運に関する適用除外制度について、関係各方面と適宜意見交換等を行うとともに、必要に応じて意見を述べていくこととする。
また、現行の適用除外制度の下、問題となるおそれがある協定があれば、適切に対処していく。

外航海運に関する適用除外制度についての考え方

- 1 公正取引委員会は、欧州委員会が外航海運分野の適用除外制度廃止の検討を開始したことを受けて、平成 17 年 1 月から、外航海運市場の実態と独占禁止法適用除外制度についての調査を開始し、国土交通省、船社、荷主企業、関係団体、有識者からの意見聴取、船社約 50 社と荷主約 2000 社へのアンケート調査等を行った。続いて、本年 3 月から、政府規制等と競争政策に関する研究会（規制研）で、日本船主協会、日本荷主協会からのヒアリングも行った上で検討が行われた（これまでに 5 回開催）。また、公正取引委員会は、外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の在り方についての意見募集を行った（意見提出期限 6 月 17 日～9 月 15 日）。さらに、規制研の報告書「外航海運の競争実態と競争政策上の問題点について」が公表された。
- 2 公正取引委員会は、上記規制研報告書及び上記意見募集により提出された意見等を踏まえて、外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の在り方について検討したところ、平成 11 年の見直しの際に適用除外制度が維持された理由である 海運同盟は、運賃安定効果があり荷主にとっても望ましいとする意見があること、 米国、EU 等との国際的な制度の調和を図ることが必要であること、については、
海運同盟が設定している共通運賃（タリフ）は形骸化していること、運賃以外のサーチャージに関する船社間協定や協調的な運賃引上げ（運賃修復）には実効性があるが、船社の実コスト以上に請求している可能性があり、また、算定根拠が不明確であること、一方的に通告されるとの荷主の意見があること等から、荷主（利用者）の利益を害しているおそれがあること、
日米欧の適用除外の範囲は異なっており、また、欧州連合は、2008 年 10 月から適用除外制度を廃止することを決定したこと、
から、これらの理由は、今日では成立していないと考える。
- 3 しかしながら、外航海運に関する適用除外制度は、海上運送法に規定されていることから、同制度の要否については、公正取引委員会のみでの判断によるのではなく、国土交通省での検討と判断が必要である。
- 4 したがって、外航海運政策と海上運送法を所管している国土交通省において、公正取引委員会の考え方や規制研報告書の内容をも踏まえて、外航海運に関する独占禁止法適用除外規定の要否について検討が行われることを期待する。